

政務活動記録簿 (年会費負担)				
会派・議員名 岩田 国夫				
年 月 日	令和4年4月30日			
年会費名	奈良ヒューライツ議員団会費 (年会費)			
相手方	奈良ヒューライツ議員団			
年会費支払目的	情報収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	全て政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動内容 奈良県内の問題を提議し、問題点に取り組む ◆本会の活動頻度 年に数回の会合 ◆参加者の状況 地方議員 奈良県における諸問題の把握に努め、議員活動に努めている。			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	30,000		6
	合計	30,000 円		
備考	添付資料：規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良ヒューライツ議員団 規約

- 第1条 本会は、奈良ヒューライツ議員団と称し「人の世に熱あれ 人間に光あれ」の水平社精神のもとに活動する部落解放同盟奈良県連合会と連帯し、且つふるさと創生を柱とする活動を目的にします。
- 第2条 本会は、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の構築をめざします。そのために政党会派の枠を超え、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深めます。
- 第3条 本会は、第1条・第2条の主旨に賛同する奈良県内の県・市町村議会議員ならびに元加盟議員の加入をもって構成します。加入承認は会員の推薦に基づき、定例会議で承認します。
- 第4条 本会は、その目的・主旨の会務活動の円滑な遂行のため、総会において下記役員を互選します。任期は1年とします。
- | | | | |
|-------|----|--------|-----|
| 1. 議長 | 1名 | 2. 幹事長 | 1名 |
| 3. 会計 | 1名 | 4. 幹事 | 若干名 |
| 5. 監事 | 2名 | | |
- 第5条 本会の定例会議は総会及び研修等を兼ね、年4回開くこととし、必要に応じて臨時会議、役員会を随時開きます。会議の招集及び発議は議長が行います。
- 第6条 ①本会の会費は年額次のとおりとする。
- | | | | |
|----------|-----|------------|-------|
| 1. 県議会議員 | 3万円 | 2. 奈良市議会議員 | 2万5千円 |
| 3. 市議会議員 | 2万円 | 4. 町村議会議員 | 1万5千円 |
- ②会計年度は2月1日より翌年の1月31日までとします。
- 第7条 本会の運営上の細則は内規とし、都度会議で協議します。
- 第8条 本会は、2002年2月15日より発足します。

【2005年度第1回定例会議（2005年5月10日）で一部改正】

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 岩田 国夫

年 月 日	令和4年12月26日(月)他				
表題と発行部数	広報誌「岩田国夫県政詳報」9,000部				
対象者	天理市内				
配布方法	個別郵送 8,608部 手渡し配布 392部				
発行目的	1年間の議員活動報告及び議会報告を行い、意見や要望を求める				
按分率の説明	県政詳報作成費及び発送代は共に按分率50% (一部議員活動以外の記載がある為)				
内容	令和4年の議会報告 令和4年の議員活動報告 意見や要望の呼び掛け、他				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	郵送代	日本郵便 (株)	834,976円	@97×8,608部	62
	制作印刷代	(株)大和政 経通信社	698,445円	9,000部	65
	封筒代	山辺印刷 所	162,800円	@17.6×9,250枚	67
		※合計 1,696,221円 (50%充当)			
備考	添付資料：広報誌 (岩田国夫県政詳報)				

注 発行した広報紙を添付してください。

岩田国夫

Iwata Kunio

県政詳報

Prefectural administration detailed information

みなさまと共に安全で安心できるまちづくり

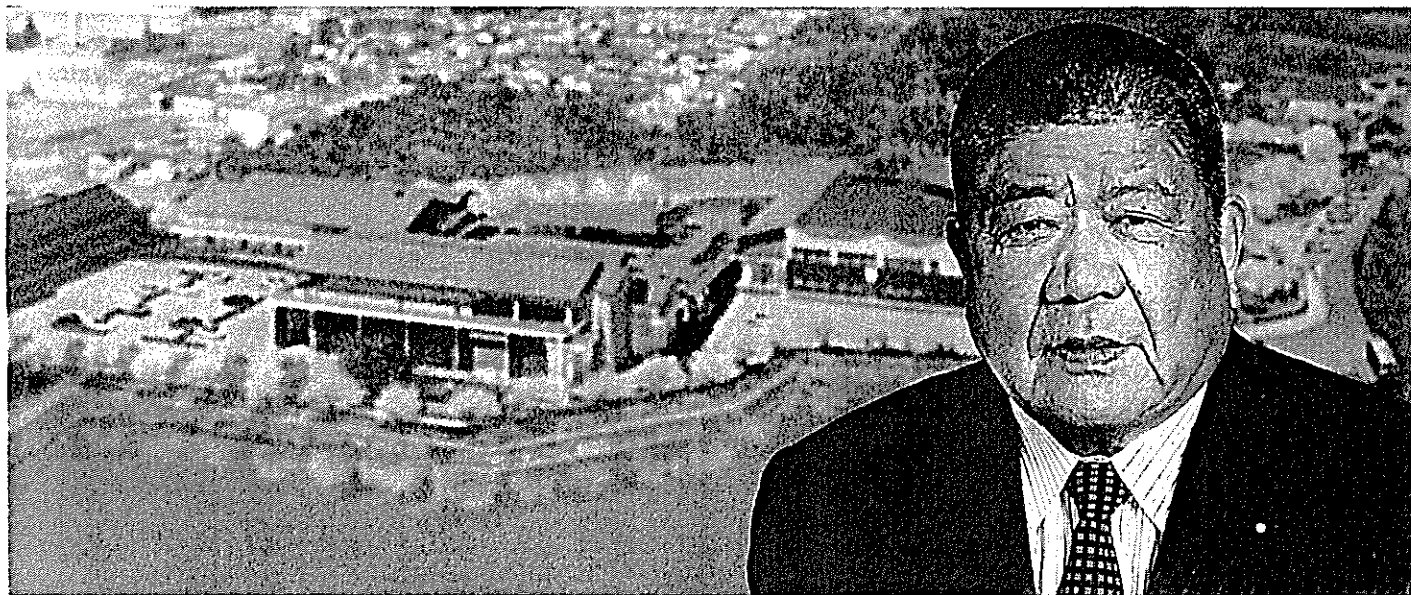


【21世紀】

2023年 新年号

【発行所】 岩田国夫事務所

〒632-0033 奈良県天理市勾田町253-6
TEL.0743-63-6220 FAX.0743-63-6628



年頭所感

新年明けましておめでとうござい
います。天理市民の皆様におきま
しては、健やかに令和5年の輝か
しい新春をお迎えのことと、心
よりお慶び申し上げます。旧年中
は皆様に格別のご支援、ご指導
を賜り、深く御礼申し上げます。

昨年は天理市初となる県立施設
「なら歴史芸術文化村」が開村
しました。奈良が誇る歴史、芸
術、農、食などに触れることがで
きる施設として県内外から多く
の方々がこの天理へお越しいた
だいています。開村1年目を迎え
る今年、さらなる魅力ある施設
へ、また地元のにぎわいをもたら
す施設として、県議会からサポー
トし、ソフト面の充実を図ってま
いります。

ロシアによるウクライナへの軍
事侵攻や、それに伴う原油高、急
激な田安と物価高など、県民の皆

奈良県議会議員

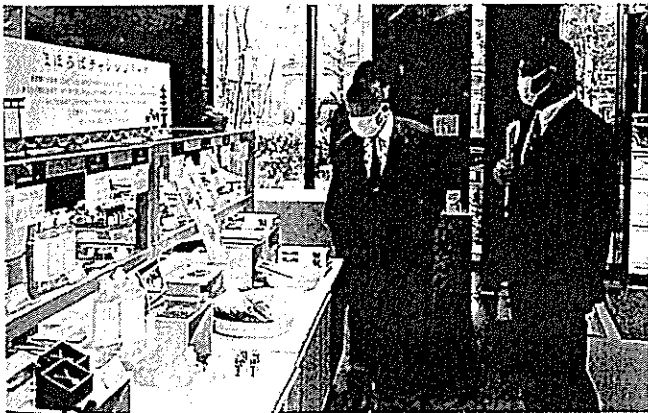
岩田国夫

様、事業者の皆様が著しく
変化を強いられた1年でもありま
した。県議会として真摯に受け止
め、今後もより一層、県民の皆様
に寄り添う政策立案や提言に努め
ていきます。

また昨年は2度目になる県議会
議長にご推挙いただき、第103
代議長に就任いたしました。県民
の皆様が開かれた、身近に感じて
いただける議会を創造していきま
す。また2025年に開催される
大阪・関西万博を契機に、奈良県
のさらなる発展を目指し、県議会
として気運の醸成を図っていきま
す。

新しい年の令和5年が、物価高
や新型コロナウイルスの脅威から
脱却することを心から願い、皆様
のご健勝とご多幸をお祈り申し上
げ、年始のご挨拶とさせていただきます。

県議会の主な視察



令和3年1月

▼奈良まほろば館（移転後の取り組みなど）

▼東京都中央卸売市場豊洲市場（前光振興における取り組み）

首都圏で奈良県の産物を販売するアンテナショップ「奈良まほろば館」は「コロナ禍の令和2年8月に東京都港区新橋に移転し、リニューアルオープンしました。昨年1月、県議会の観光振興対策特別委員会と同館を訪れ、移転後の取り組みなどについて視察しました。

また東京都中央卸売市場豊洲市場を訪れ、観光振興にお

令和3年4月

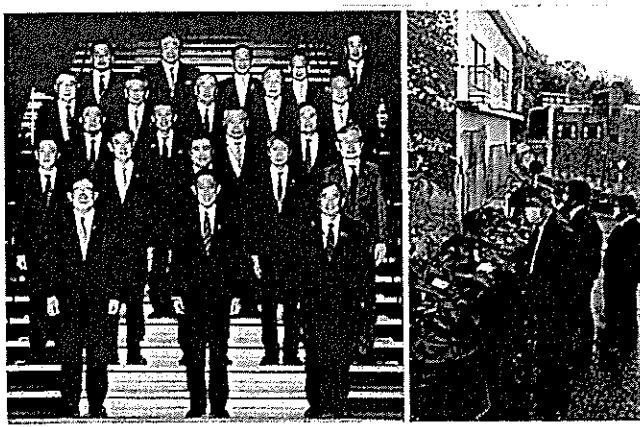
▼砂防会館（土砂災害から住民を守る施策の最前線）

私が委員長を務める県議会建設委員会は4月、東京都千

代田区の砂防会館を訪問し、一般財団法人砂防・地すべり技術センター、一般社団法人砂防フロンティア整備推進機構で土砂災害から住民を守る施策の最前線を視察しました。

加えて、一昨年夏に27人も

の死者を出した「静岡県熱海市伊豆山土石流災害」に見舞われた熱海市を訪れ、市の危機管理官から土砂災害の状況や現地調査の説明を受けました。視察で得た情報や先進の防災技術を県民の安心・安全へとつなげてまいります。



「未来」への礎と生きる「今」



昨年6月、県議会の役員改選で私は、県議会の皆様のご推挙を賜り、第103代議長に就任いたしました。奈良県は今、国策の大型プロジェクトになるリニア中間駅の誘致や令和12（2030）年の国体開催、そして県内第4になる世界遺産登録、そして安全・安心な防災体制など、未来へ向けて盤石な礎を築き上げる必要がある時を迎えています。

また同時に、不安定な世界生活をも脅かし、県政はこれに寄り添うことが何より重要です。「未来」への礎と「今」を生きるための政策立案と執行機関の監視。県議会はこれらを高次元でバランスすることが求められています。

私はこれまで培った県、県、市とのパイプを活用し、

高次元バランスの県議会へ



議長就任記者会見の様子

議会の長として県勢発展に向けたあらゆる取り組みを前進させていく所存です。

天理市や近隣地域の活性化に



なら歴史芸術文化村が昨年3月オープン

天理市初の県立施設になる「なら歴史芸術文化村」が昨年3月にオープンしました。私は「天理市に県立施設を」と長年陳情してきました。大和平野を一望できる天理市杣之内町に100億円を投じて整備したこの施設は、必ず天理市や近隣地域の活性化につながると確信しています。

令和4年10月

▶ 国民体育大会結団式

第77回国民体育大会「いちご一会 とちぎ 国体」へ出場する奈良県選手団の結団式が10月、奈良市内のホテルで開かれ、議長として出席しました。

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、国体が2年間、延期、中止になっており、「待ちに待った国体。奈良県の代表としての誇りを胸に、日頃磨いた技術と精神を十分に発揮されますように」と激励のあいさつをしました。

奈良県選手団結団式

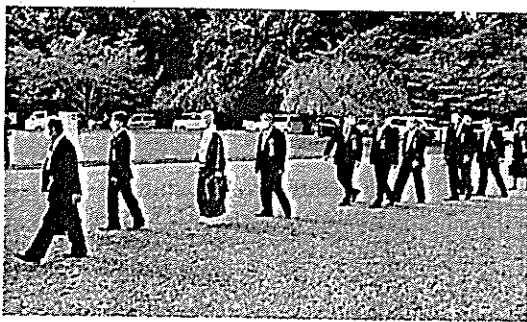


令和4年10月

▶ 奈良県出身戦没者慰霊

太平洋戦争中、小笠原群島や南西諸島など南方諸地域で犠牲になられた奈良県出身戦没者を慰霊する、沖縄県糸満市の「大和の塔」へ10月、ご遺族らと共に訪問し、英霊に追悼の祈りを捧げました。

大和の塔は、奈良県出身者の戦没者1万5871柱を慰霊するため昭和42（1967）年に建立され、吉野川産の玉石が使用されています。



大規模広域防災拠点事業開始式



大規模防災拠点事業開始式

令和4年11月

南海トラフ地震などを想定した紀伊半島全体の防災拠点として県が五條市に整備を計画している「大規模防災拠点」の事業開始式が10月、計画予定地のゴルフ場で開かれ、県議会議長として出席しました。

た。

大規模広域防災拠点は、巨大地震をはじめとした大規模災害に備え、紀伊半島全体の救援と救助の機能を担います。防災拠点としての効果を早期発現させるため、2000坪級の滑走路やベースキャンプを備える約73畧の施設の整備を3期に分けて行います。

令和4年11月

▶ リニア中央新幹線建設促進奈良県期成同盟会

早期建設と奈良市付近へ停車駅設置の実現を目指す「リニア中央新幹線建設促進奈良県期成同盟会」（会長・荒井正吾知事）は11月、3年ぶりになる対面方式で総会を開き、令和19（2037）年の全線開業に向け、名古屋以西の工事の早期着工を求める決議を採択しました。



令和4年度 リニア中央新幹線建設促進奈良県期成同盟会 総会

令和4年11月

▶ 東アジア地方政府会合

平城遷都1300年祭が開かれた平成22（2010）年を機に奈良県の提唱で開催された「東アジア地方政府会合」が11月、2年ぶりにインドネシア西ジャワ州バンドン市で開催され、荒井正吾知事らと共に出席しました。

会合は毎年開催されてきましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大で2年延期されてきました。今回はパンデミック時やその後における地域産業の振興、観光振興などをテーマに、国や地方政府83機関が意見を交換しました。また奈良県をPRするブースを設け、来県の観光誘致を行いました。

令和4年10月
奈良県の道路と都市公園整備の充実を求める合同県民大会



今年度4月、県内の幹線道路になる国道168号、国道169号が、国土交通省の重要物流道路に指定されました。現在事業中の8工区全てが事業区間に指定され、また県の調査路線の2カ所

令和4年11月

中町「道の駅」新築工事起工式

県の広域防災拠点の役割を担う奈良市石木町の中町「道の駅」が令和5(2023)年度にオープンします。11月に開かれた新築工事起工式に、県議会議長として出席しました。

中町「道の駅」は、大規模災害時に自衛隊や消防の活動

が計画区間に指定されました。

県内道路整備の迅速化や充実を求める「奈良県の道路と都市公園整備の充実を求める合同県民大会」が10月に開かれ、県議会を代表して出席し、国道168号、169号の重要物流道路指定を受け、京奈和自動車道の事業促進、

令和4年11月

奈良県美術展覧会表彰式

奈良県美術展覧会(県展)表彰式が11月に開催され、県議会を代表して伺いました。県展は多くの人に親しまれ今



紀伊半島アンカールート整備をはじめ、県土の均衡ある発展を求めています。

展を求めています、努力していく決意を述べました。

令和4年9月

奈良県戦没者追悼式

奈良県戦没者追悼式が9月に執り行われ、県議会を代表して追悼の辞を申し上げます。先の大戦では、県出身者の2万7000人の方々が、祖国の安寧と家族の平安を念じて危地に赴かれ、お亡くな

りになりました。これら戦没者の御霊に哀悼の誠を捧げました。先人がもたらした平和で豊かな今の奈良のため、一層の努力を重ねていくことをご遺族にお約束いたしました。



令和4年7月
高校野球奈良県大会開会式



令和4年8月
一日子ども知事



令和4年10月
奈良県防災総合訓練



令和4年11月
三県議会要望活動

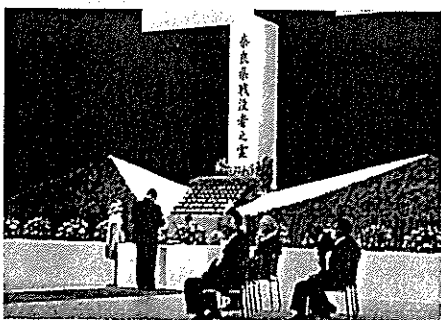


令和4年11月
桜井市新庁舎グランドオープン

後援会のご案内

後援会のご入会と皆さま方からのご意見ご要望をお待ちいたしております。

TEL 〇七四三三六三三六三三〇
FAX 〇七四三三六三三六六二八



奈良県戦没者追悼式

第11号様式の10 (第5条関係)

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 岩田 国夫

年 月 日	令和5年3月1日			
年会費名	森林・林業・林産業活性化促進地方議員連盟全国連絡会議 令和4年度年会費			
相手方	森林・林業・林産業活性化促進地方議員連盟全国連絡会議			
年会費支払目的	活力ある森林づくりと林業活性化			
按分率の説明				
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 森林・林業・林産業活性化について市町村への議連結成に向けた働きかけを行う。</p> <p>◆本会の活動頻度 必要に応じて総回答を開催</p> <p>◆効果 林産業棟の活性化を促進</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	別紙参照	2,980 円		8 6
		合計 2,980 円 50,600 円÷17 人=2,980 円を充当		
備考	添付資料：森林・林業・林産業活性化促進奈良県議会議員連盟会計報告書、規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

森林・林業・林産業活性化促進奈良県議会議員連盟 会計報告書
(令和4年度)

収入の部

(単位：円)

項 目	収 入 済 額	説 明
前年よりの繰越金	322,603	前期残高(令和4年3月31日現在)
会 費 @ 1,000円	170,000	(R4.4~R5.1) 1,000円×17人×10ヶ月 = 170,000円 延べ 170人
利 息	3	R4.8.22:1円 R5.2.20:2円
合 計	492,606	

支出の部

(単位：円)

項 目	支 出 済 額	説 明
負担金	50,660	森林・林業・林産業活性化促進地方議 員連盟全国連絡会議 令和4年度年会費 年会費50,000円+振込手数料660円
合 計	50,660	

差引残高

441,946円

令和5年3月1日

会 長 田 中 権 允

充当額 = 50,660円 ÷ 17人 = 2,980円

森林・林業・林産業活性化促進奈良県議会議員連盟規約

(名称)

第1条 本連盟は、森林・林業・林産業活性化促進奈良県議会議員連盟（略称：森林連盟）「以下（連盟）」と称し、事務局を奈良県議会内に置く。

(目的)

第2条 本連盟は、活力ある森林づくりと林業活性化を目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1 森林・林業施策に関する調査・研究
- 2 森林・林業施策に関する提言
- 3 森林・林業施策の促進に関すること
- 4 その他、第2条の目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 本連盟は、目的に賛意を表する奈良県議会議員をもって構成する。

(役員)

第5条 連盟に、次の役員を置く。

会長 1名
副会長 1名
幹事長 1名
幹事 数名
監事 1名

2 会長は、議員連盟を代表する。

3 監査は、議員連盟の会計を監査する。

(役員の選任)

第6条 役員は、会員の中から互選する。

(役員任期)

第7条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会の招集)

第8条 連盟の総会は、必要に応じて会長が招集する。

第9条 連盟の会議は、出席者の過半数の同意をもって議事を決定する。

第10条 連盟に顧問を置くことがある。

2 顧問は、会長が委嘱する。

第11条 連盟の経費は、会費、その他の収入をもってこれにあてる。

第12条 会費は、月額1,000円とする。ただし、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

第13条 連盟の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日終わるものとし、事業年度毎に予算及び決算の承認を総会で受けなければならない。

第14条 本規約に定めのない事項は、幹事会において、協議のうえ定める。

付 則

この規約は、平成19年7月2日から施行する。

令和4年度事務所状況報告書

会派・議員名 岩田 国夫

①政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
②所在地	住所 天理市勾田町253-6 電話 0743-63-6220 延べ床面積 67.54㎡
③他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()
④所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先所有者 <input type="checkbox"/> 第三者) <input checked="" type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 67.54㎡ (a) うち政務活動使用面積 33.77㎡ (b) <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間(a) うち政務活動使用時間 時間(b) (b) / (a) = 33.77 / 67.54 → 按分率 1 / 2
⑥事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 2 (按分率の考え方: 後援会・政党事務所との面積按分)
⑦駐車場代の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方:)
⑧光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 2 (按分率の考え方: 事務所賃借料と同率で按分)
⑨備考	

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。

建物貸借契約書

(一般事業用)

契約締結日 平成 23 年 6 月 30 日

契約始期 令和 3 年 8 月 1 日

契約終期 令和 5 年 7 月 31 日

貸主 株式会社 真 規 様

借主 岩田国夫事務所 様

建物賃貸借契約書

(1) 賃貸借の目的物

建物の名称・所在地等	名称		ハイツ直観		部屋番号または家屋番号		一階		
	所在地	住居表示	天理市勾田町 2-6						
		登記表示	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅表示と同じ <input type="checkbox"/> 住宅表示と異なる ()						
	所在地等	種類	貸家・ <u>マンション</u> / 店舗・事務所・工場・倉庫・(住居付)						
		構造	木造・軽量鉄骨 <u>鉄骨</u> ・鉄筋コンクリート () 造 / スレート葺 / 平屋建						
	所在地等	床面積	67.54㎡の内、約 ㎡		バルコニー ㎡		新築時期		平成 4 年 / 月
(登記簿面積 ㎡)			専用庭 ㎡						
賃貸借部分等	引渡状況		<input type="checkbox"/> 内装済 <input checked="" type="checkbox"/> 現況渡し						
	設備等	トイレ	<u>専用</u> (水洗・非水洗)・共用 (水洗・非水洗)						
		浴室	無 <u>有</u>	電気	無 <u>有</u>	(メーカー・専・子・割当) (割当 円/月)			
		シャワー	無 <u>有</u>	ガス	無 <u>有</u>	(都市ガス・プロパンガス) (割当 円/月)			
		給湯設備	無 <u>有</u>			(メーカー・専・子・割当) (割当 円/月)			
		ガスコンロ	無 <u>有</u>	上水道	<u>水道本管より直結</u> ・受水槽・井戸水 (メーカー・専・子・割当) (割当 円/月)				
冷暖房設備		無 <u>有</u>	下水水道 無 <u>有</u> (公共下水道・浄化槽) 接続未了 (メーカー・専・子・割当) (割当 円/月)						
天井	無 <u>有</u>	※割当の場合、合計額を後記(3)③に記載。							
附属施設	駐車場	<u>含む</u> ・含まない ()		円/月					
	自転車置場	<u>含む</u> ・含まない ()		円/月					
	物置	含む・含まない ()		円/月					
	専用庭	<u>含む</u> ・含まない ()		円/月					

※含まない場合、使用する使用料合計額を後記(3)④に記載。

(2) 契約期間

更新契約

始期	令和 5 年 8 月 / 日から	2 年 月間
終期	令和 5 年 7 月 / 日まで	

(3) 賃料等

賃料・共益費、管理費及び敷金等		支払期限	支払方法	
賃料 (消費税込)	① 100,000円	当月分・翌月分を 毎月 末日まで	振込 又は 持参	金融機関名: 口座名: 口座番号: 名義人:
<input type="checkbox"/> 共益費 <input type="checkbox"/> 管理費 (消費税別)	② 円			
附属施設等使用料 (消費税別)	設備合計③ 円			
	施設合計④ 円			持参先:
①+②+③+④ (消費税込)	100,000円	更新料 (消費税別)	賃料(新・旧)の または ヶ月分 円	
敷金	円	礼金	円	保証金 円
その他	損害保険料(借家人賠償責任担保特約保険)(年 円)、 ゴミ廃棄代(有・無) /			保証金返還率 年未満 % 年未満 % 年未満 % 年未満 % 年以上 %
備考	礼金 円は、前契約締結時に貸主が受領済の金員を 充当する。			

注 返還される敷金・保証金には消費税は課税されませんが、返還されない敷金・礼金・保証金には、別途消費税が課税されます。

(4) 貸主及び管理人

貸主 (社名・代表者)	住所 〒 氏名 電話
管理人 (社名・代表者)	住所 〒 氏名 電話

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

建物の所有者	住所 〒 氏名 電話 貸主との関係
--------	----------------------------

(5) 借主、使用目的及び業種等

借主の住所 及び氏名	住所 〒 氏名 電話
使用目的	業種
緊急時の 連絡先	住所 〒 氏名 電話 借主との関係

建物賃貸借契約約款（一般事業用）

（契約の締結）

第1条 貸主（以下「甲」という。）と借主（以下「乙」という。）は頭書（1）に記載する賃貸借の目的物（以下「本物件」という。）について、以下の条項により賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（契約期間）

第2条 契約期間は、頭書（2）に記載するとおりとする。

2 甲及び乙は契約期間が満了する 2ヶ月前までに協議の上、本契約を更新することができる。

（使用目的）

第3条 乙は頭書（5）に記載する目的以外に本物件を使用してはならない。

2 乙は如何なる場合を問わず、本物件を住居としてはならない。

（賃料）

第4条 乙は頭書（3）の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。ただし、賃料等の振込みの場合の手数料は乙の負担とする。

2 賃貸借の開始の月が1ヶ月に満たない場合、その月の賃料は1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。また、退去の場合には日割計算せず、乙はその月分まで支払うこととする。

3 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合
- 二 土地または建物の価格の上昇または低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合

（賃料以外の費用）

第5条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な費用（以下この条において「維持管理費」という。）に充てるため、共益費または管理費を甲に支払うものとする。

2 前項の費用は、頭書（3）の記載に従い、甲に支払わなければならない。

3 賃貸借の開始の月が1ヶ月に満たない場合、その月の共益費または管理費は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。また、退去の場合には日割計算せず、乙はその月分まで支払うこととする。

4 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費または管理費が不相当となったときは、協議の上、改定することができる。

5 乙が設置した造作、設備に課せられる公租公課は乙の負担とする。

6 その他、頭書（1）及び（3）に記載する賃料に含まない附属施設使用料並びに本物件の設備使用料及び消耗品の取替え費用、町内会費等は乙の負担とする。

（敷金または保証金）

第6条 乙は、甲に対し、本契約から生じる自己の債務の履行を担保するため、頭書（3）に記載する敷金または保証金を預託するものとする。ただし、敷金または保証金には利息を付さない。

2 乙は本物件を明渡すまでの間、敷金または保証金をもって賃料、共益費及び管理費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲は、本物件の明渡しを受けたときから、Xヶ月以内に敷金または保証金を乙に返還しなければならない。ただし、返還率の定めがある保証金の場合には、頭書(3)に記載する返還率により返還するものとする。

4 甲は、本物件の明渡し時に、賃料の滞納、原状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金または返還される保証金から差し引くことができる。

5 前項の場合には、甲は、敷金または保証金から差し引く債務の額の内訳を乙に明示しなければならない。

6 乙は、敷金または保証金の返還請求権を第三者に譲渡、担保、質入れその他一切の処分をしてはならない。

(禁止または制限される行為)

第7条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部または一部につき、賃貸借を譲渡し、または転貸してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替えまたは本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3 乙は、規模の大小を問わず、本物件の原状を変更する際には、工事施工にかかる設計図面、仕様書を添えて、甲に変更の届出をし、書面による承諾を得なければならない。また、工事内容の変更にあたっては、改めて甲の書面による承諾を得なければならない。

4 乙は、乙または乙の依頼した施行業者等が、前記の工事により本物件、付帯設備及び共用設備に損害を与えた場合、一切の責任を負わなければならない。

5 乙は、本物件の使用に当たり、別表第1に掲げる行為を行ってはならない。

6 乙は、本物件の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、別表第2に掲げ行為を行ってはならない。

下記貸主(甲)と借主(乙)は、本物件について以上のおり賃貸借契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、署名または記名押印の上、各自その一通を保有する。

令和 9年 8月 / 日

貸主(甲)住所
氏名

借主(乙)住所
氏名

連帯保証人住所
氏名

奈良県天理市田町193番地3

株式会社 真 規

代表取締役 岩田しのぶ

TEL 0743-63-0211 FAX 0743-63-6888



岩田国夫事務所

〒632-0033 天理市勾田町253-6

TEL 0743-63-6220 FAX 0743-63-6628

